



認可外保育施設等をご利用の方へ

～施設等利用費の給付について～

国の「幼児教育・保育の無償化」により、認可外保育施設等の保育料は、施設等利用給付（無償化）の対象となります。下記の要件等によって、施設に支払った保育料を払い戻しにより支給しますので、内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします。

対象者

子育てのための施設等利用給付認定を受け、以下の施設・事業を利用している
足立区在住の3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児の方

- ・認可外保育施設（ベビーホテル、ベビーシッター、院内保育所など）
- ・一時預かり（区立保育所、私立認可保育所、小規模保育事業、認証保育所など）
- ・病児保育、病後児保育
- ・ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ）

（注）対象施設は、足立区ホームページ（右記QRコード）でご確認ください。



以下の教育・保育施設に通園している場合は対象外

認可保育所、認定こども園（長時間）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、
企業主導型保育施設、認証保育所、幼稚園※

※ 一部の幼稚園については、預かり保育助成金の対象となる場合があります。
詳細については、以下の担当にお問い合わせください。

幼稚園・地域保育課 私立幼稚園第一・第二係

電話：03-3880-6147

給付 上限額

施設等利用費の給付上限額は下表のとおりです。

入園料、給食費、行事費、通園送迎費は対象外となりますのでご注意ください。

区分		認可外保育施設 定期利用補助金（※）	施設等利用費 （本制度）	補助額合計
0～2歳児 クラス	住民税課税世帯	80,000円	対象外	80,000円
	住民税非課税世帯	34,300円	45,700円	80,000円
	住民税未申告世帯	34,300円	対象外	34,300円
3～5歳児 クラス	住民税問わず	36,700円	40,300円	77,000円

（注）クラス年齢は、4月1日現在の児童の年齢を適用します。

（注）保護者のうち、住民税未申告の方がいる場合は、対象外となります。

（※）本制度とは別に認可外保育施設定期利用補助金がございます。上記の補助額は令和8年10月利用分以降の金額です。「[認可外保育施設の保育料補助について](#)」をご覧ください。

請求方法

（1）利用の流れ

- ① 補助を希望する対象月以前に、「子育てのための施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）の手続きが必要です。

※「子育てのための施設等利用給付認定」がない期間は補助対象外です。

※「子育てのための施設等利用給付認定」は申請月から遡って取得することができません。
必ず利用前に手続きをお願いします。

詳細は[足立区HP](#)（4-2「保育の必要性の認定」）をご覧ください。（右記QRコード）

- ② 「子育てのための施設等利用給付認定証」が区からご自宅に届きましたら、
認定証の写しを利用施設にご提出をお願いします。

- ③ 施設に保育料を支払い、（2）提出書類のイ、ウを施設からお受け取りください。

- ④ 必要書類を提出期限までに到着するように区役所にご提出ください。



請求方法

(2) 提出書類

ア

施設等利用費請求書

※ オンライン申請の場合不要です（フォームに入力）。

足立区HP

（右記のQRコードからアクセス可）でダウンロードしていただくか、本庁舎中央館3階の幼稚園・地域保育課にてお渡ししています。

イ

領収書の写し（施設が発行）

ウ

特定子ども・子育て支援提供証明書（施設が発行）

エ

活動報告書（提供会員が発行）

オ

本人確認書類

【1点添付】マイナンバーカード（裏面不要）、運転免許証、在留カード等

【2点添付】資格確認書、年金手帳、クレジットカード、診察券等

施設利用の場合：ア・イ・ウが必要です。

ファミリー・サポート・センター事業の場合：ア・エが必要です。

アが自署または記名・押印でない、またはオンライン申請の場合：オが必要です。

(3) 提出方法

提出書類をオンライン申請、郵送または窓口にご提出ください。

【オンライン申請】

足立区HP

（右記のQRコードからアクセス可）

【郵送先】

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係

【窓口】

足立区役所本庁舎 中央館3階 幼稚園・地域保育課

【支給スケジュール】

対象月	提出書類の提出期限（必着）	振込時期（予定）
令和8年 4月分～ 6月分	令和8年 7月15日（水）	令和8年 8月末
令和8年 7月分～ 9月分	令和8年10月15日（木）	令和8年11月末
令和8年10月分～12月分	令和9年 1月15日（金）	令和9年 2月末
令和9年 1月分～ 3月分	令和9年 4月15日（木）	令和9年 5月末

※ 請求は3か月ごとが原則ですが、2年以内であれば対象月以前の分と合わせて提出することが可能です。

※ 書類不足の場合は、上記のスケジュールどおりに支給できない場合があります。

注意事項

① 「子育てのための施設等利用給付認定」の有効期限内に限り2年前まで遡及できます。

② 月の途中で転出入された場合は、日割りでの計算となります。

③ 令和6年10月以降、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設は、保育料無償化の対象外となります。対象施設については、区内は足立区HP、区外はお問い合わせください。



【注意点】（「子育てのための施設等利用給付認定」について）

- 必ず**補助を希望する対象月以前**に申請をお願いいたします。
- 「利用給付認定」は**申請月より遡及して取ることはできません**。
- 「利用給付認定」には、**有効期限があります**。
施設等利用費の請求前に有効期限が**失効していないか**確認してください。

【補助金提出・問い合わせ先】

〒120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階
幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係
TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703
メールアドレス：youho@city.adachi.tokyo.jp

【「子育てのための施設等利用給付認定」問い合わせ先】

〒120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階
保育・入園課 入園第一係から第三係
TEL：03（3880）5263 FAX：03（3880）5703
メールアドレス：kodomo-unei@city.adachi.tokyo.jp